

小作借金と銀行の貸付金は、本法の適用外である。但し、小作借金の額が銀行の貸付金の額に達する場合は、本法の適用範囲となる。また、本法の適用範囲外の小作借金は、本法の適用範囲外の銀行の貸付金と混在する場合、本法の適用範囲外となる。

相談人 協調會福岡出張所

法人協調會福岡出張所

金錢債務調停法、小作調停法に就て 田 原 春 治 (第二回)

金錢債務調停法は昭和七年八月一日より向ふ三年間適用される臨時法であります。調停の申立の出来る借金額は一口元金千圓以下のものに限ります。

農村に於ては高利貸から借金して其の利拂に苦しめられて居るから私達が水年借金「モラトリアム」を布いて呉れと叫んで居たから政府では漸く昨年金錢債務調停法を臨時施行する事にした然しこの法律が適用され、借金にも制限があつて借金全部に適用されない、昭和七年七月三十一日前に負はされた借金丈であつて而も此の法律は昨年より向ふ三年間しか適用しない又借金した原因に依つても制限を加へられて居る。

小作關係、借地借家關係から借金となつたものには適用かない是等のものには別に借地借家爭議調停法、小作爭議調停法等がある